

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23360261

研究課題名(和文) 都市プランナーの職能・専門性の変容と再構築に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International comparative studies on changes and restructuring of planning profession and planning education

研究代表者

有田 智一 (ARITA, Tomokazu)

筑波大学・システム情報系・教授

研究者番号：90344861

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 15,300,000円、(間接経費) 4,590,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、都市プランナーの職能・専門性の変容と再構築に関する国際比較研究を実施した。特に都市計画分野の多様化、都市計画教育の国際化等を背景として、職能・専門性の育成・評価システムが迫られている近年の変容、及び職能・専門性に対する社会ニーズの変容を明らかにした。更に、理論と実践の両立、分野横断的特質といった都市計画分野固有の内容のあり様など、欧米における都市プランナーの職能・専門性の再構築に関する議論を分析した。これに基づき、今後の日本における都市プランナーの新たな職能・専門性を支える社会システムのあり方とその確立方策の検討を行った。

研究成果の概要(英文)：This research conducted international comparative studies on changes and restructuring of planning profession and planning education including Japan, the United Kingdom, the United States, Germany and France. The diversification of the scope of planning, and globalization of planning education affect the overall system of educating and assessing the professional competence for planners, and the needs for planning profession have been also changing. In addition, this research investigated the scope of discussions on core competencies of planners and the planning-specific attributes such as linkages between theory and practice and interdisciplinary nature, and discussed the orientation of planning profession in the EU and the US. Finally, based on the above results, this research discussed the future orientation of new system to ensure the new profession and professional education for planners in Japan.

研究分野：建築学

科研費の分科・細目：都市計画・建築計画

キーワード：都市計画 職能 プランナー 都市計画教育 国際比較

1. 研究開始当初の背景

都市プランナーの職能・専門性に対する社会ニーズが拡大・多様化しており、都市プランナーに求められる固有の専門性領域、人材市場、キャリア形成のあり方にも大きな影響が及んでいる。一般に、欧米では都市プランナーの職能が確立し、職能団体、資格制度、継続能力開発制度、職能団体から認証された大学院教育プログラムなどが機能し、個々の所属組織を超えた倫理・規範を専門家として共有する社会システムが一定の社会的実績をあげてきた。その一方で、従来型プランナーの職能領域や大学教育への危機意識とともに、職能の再構築に係る議論が絶えず行われている。一方で日本では都市プランナー固有の職能や教育制度は十分に発展をとげていない。既往研究・論考では、a) 日本と欧米双方の都市計画分野に共通した潮流に起因する課題、b) 日本固有の事情(都市計画固有の欧米型職能の未確立)に起因する課題の2点を明示的に峻別した議論は提示されていない。

2. 研究の目的

本研究では、都市プランナーの職能・専門性の変容と再構築に関する国際比較研究を実施し、特に1)職能・専門性の育成・評価システムの近年の変容、2)職能・専門性に対する社会ニーズの変容を明らかにし、3)欧米における都市プランナーの職能・専門性の再構築の方向性の分析を踏まえて、今後の日本における都市プランナーの新たな職能・専門性を支える社会システムのあり方とその確立方策の検討を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

調査対象国毎に、関連する職能団体、都市計画分野を所掌する国及び地方の行政機関、プランニングスクール関係者等より関連資料の提供をうけるとともにインタビューを実施し、分析を実施した。日本については行政機関、民間コンサルタント、都市計画家協会関係者等を調査対象とした。以下に諸外国の主なインタビュー先をあげる。

イギリス:

Royal Town Planning Institute, Royal Institute of Chartered Surveyors, Town and Country Planning Association, Planning Inspectorate Agency, Department of Communities and Local Government(英国政府), Greater London Authority, City of London Corporation, City of Westminster, Haringey Council, City of Bath, University College London, London School of Economics, Cardiff University, University of Reading, University of Manchester

アメリカ:

American Planning Association, American Institute of Certified Planners, Planning Accreditation Board, Association of

Collegiate Schools of Planning, City of Philadelphia, City of San Francisco, University of Pennsylvania, University of Illinois, Urbana-Champaign

ドイツ:

SRL(Vereinigung für Stadt, Regional und Landesplanung) IfR(Informationskreis für Raumplanung), TU Berlin, TU Dortmund

フランス:

Societe Francais des Urbanistes(SFU), Office Professionnel de Qualification des Urbanistes(OPQU),

EU:

European Council of Town Planners(ECTP), Association of European Schools of Planning(AESOP)

4. 研究成果

(1)イギリスの職能・都市計画教育

職能団体の概要・活動

イギリスにおける主な調査対象は王立都市計画協会(Royal Town Planning Institute: RTPI)である。RTPIの前身のTown Planning Instituteは1909年にイギリスにおいて都市計画法が制定されたのを契機として1914年に設立された。当初は建築、鑑定調査、エンジニアリング、法律の既存の主要4分野に関わる専門家が協同してプランニング分野に携わっていた。Town Planning Instituteは1959年に女王から勅許状(王立憲章)を与えられ現在のRTPIとなり、100年近い期間の間にわたり公益団体として一定の社会的評価を確立してきた。

会員数は2010年12月現在で総数23156人であり、男女比は概ね15:8である。正会員は15000人程度であり、海外会員は83か国、1167人に及ぶ。支部組織については、13のイギリス地域支部とスコットランド支部が置かれている。予算規模は2010年末で収入が914.9万ポンドであり、このうち433.0万ポンドが会費収入、370.9万ポンドがプランニングエイド活動(市民支援)関係(この殆どは国の政府からの補助金)である。支出は878.2万ポンドであり、4分の1程度が管理費用でスタッフは130人強である。

組織の具体的な活動目的は、プランナーの教育、プランナーの知識技能等の資質に関する水準の設定、プランニングに携わる専門家の連携の確保、プランニングの実践と教育における公平平等の促進、プランニングに係る研究のサポート等となっている。大学でのプランニングコースの唯一の認定機関としての役割をはたし、更に認定済みプランニングスクールの卒業生の実務経験を審査し、当協会の会員資格水準を設定している。RTPIのメンバーであることが、事実上イギリスにおいて都市計画の専門家資格として機能している。このほかに専門家としての生涯学習方針、継続的専門家教育研修制度(CPD)などの内容を規定し実行している。

RTPI メンバーであるプランナーは、主に国・地方政府や民間コンサルタント、教育機関等に行おいて勤務している。業務範囲は戦略計画、地域計画、開発許可、保全、アーバンデザイン等にわたる。

資格制度の概要

RTPI のメンバーシップを得る典型的な手続きは、RTPI が認定したプランニングスクールの学位を取得した後に、専門能力評価 (Assessment of Professional Competence (APC)) の手続きを経て審査に合格する方法である。APC 審査手続きでは、2年間(フルタイム)に相当する期間にわたる空間計画の実務経験を積み、その実務経験内容の審査を受ける。このうちの1年間は認定プランニングスクールの卒業後に RTPI の LICENTIA TE メンバー (資格認定会員) となった後の実務経験である必要がある。LICENTIA TE メンバーは専門性習得計画を作成し、日常業務において習得した専門的能力の内容を示す個別詳細記録 (LOG BOOK) を作成し、RTPI メンバーの中からメンターを指定し指導を受ける。所定の実務経験を満たすのちに、レポートを提出し、RTPI が指定する評価者による審査を受ける。合格率は概ね 4 割とされる。

継続的専門能力開発と専門家倫理規定

専門家行動倫理規定 (Code of Professional Conduct) においては、協会会員 (プランナー) としての専門家行動倫理に関わる具体的な内容や、規定に反した場合の懲戒処分手続きについて規定している。プランナーである RTPI メンバーが、公共セクター勤務であれ民間セクター勤務であれ、所属先に関わらず専門家個人としての見識に従って一貫性のある判断と行動を行うことをもとめている。英国の計画制度は極めて高度に専門的な判断を下す責任をプランナーやプランニングインスペクターに対して要請する仕組みであるが、これは雇用主やクライアントその他の利害関係者との関連で、利益相反行為を行わない等の自己規律が適正に機能することが大前提となる。特に、RTPI やプランニングインスペクターの関係者は専門家行動倫理規定の重要性を指摘する。

また、専門家行動倫理規定では職業人生の間自己の専門能力を維持する努力を継続する必要性を規定しており、その一環として専門家行動倫理規定における継続的専門能力開発 (CPD) の規定内容に従う必要がある。RTPI では 1992 年 6 月から CPD の義務化を実施してきた。具体的には、1) 1 年に一度、次の 2 年間について各々の Professional Development Plan (PDP) を各々の専門家としての必要性に基づき作成、2) 2 年間のうちに最低 50 時間の CPD 活動を実施し記録を文書として保存、3) RTPI からの要求があった場合に過去 2 年間の PDP のコピーと CPD の記録、現時点の PDP、PDP に照らした CPD についての達成度評価の記述、PDP との関係についての説明等を提示すること、などが求められて

いる。CPD の内容は、自宅でのオンラインや通信教育、RTPI が実施するプランニングエイド、専門家向け会合のために準備する作業等も含まれる。CPD の規定に従わない場合は、行動規定違反となり、行動規範に基づく処罰の対象となりうる。

RTPI によるプランニングスクールの認証

RTPI によって現在認証評価されているプランニングスクールは 32 である。学生数は、修士レベルで全 38 コース、1784 人 (2006-7 年の間の全在籍者数データ) である。RTPI によるプランニングスクールの認証評価の方針は、「初期計画教育に係る RTPI 指針文書」に規定されている。RTPI 認定のカリキュラムには、「空間計画教育プログラム」と「専門的計画プログラム」の 2 種類が規定されている。前者は「空間計画に関わる広範な知識の習得」が目的であり、「分析フレームワークとしての社会科学の理解」、「土地利用と交通の相互関係」、「デザインと場の実現」、「開発の経済的側面」、「環境問題」、「法令・制度面の理解」などの分野に関わる統合的理解が求められている。一方で、「専門的計画プログラム」は「特定部門の知識を深める」ことを目的としている。RTPI は「専門的計画プログラム」の個別分野を予め特定・限定せず、大学に内容を委ねている。例示されている分野として「都市再生」、「環境マネジメント」、「都市デザイン」、「交通計画」などがある。会員に応募するには、空間計画教育及び専門的計画プログラムの両方を修了する必要がある。

また、上記指針文書は、それぞれのプログラムを修了した卒業生に求められる標準的能力に関する内容を規定しているが、カリキュラムに必要となる具体的内容の判断については各プランニングスクールの自由度を許容する規定方法をとっている。

RTPI による認証手続きは数段階のステージが設定されている。初めて RTPI の認証手続きを得ようとする大学組織は、まず RTPI に申請手続きを行い、RTPI は協議代表者を 1 名選定する。この協議代表者と、RTPI 教育・生涯学習チームの担当者が秘書役として、2 人で一連の認証手続きを運営する。協議代表者と秘書役は、認証委員会の人選や、大学及び認証委員会間の連携連絡を担当する。認証委員会は、RTPI の指名する実務家と学術系専門家との 2 名が更に参画する。認証委員会全メンバーが大学の現地訪問を行って、暫定認証を初年度に得ることが可能となる。その後毎年モニタリング報告が協議代表者より行われ、暫定認証後の最初の学生コホート集団が卒業した後に、完全な認証審査手続きに入ることが可能となる。完全な認証手続きを終了すると、RTPI と当該大学組織はパートナーシップ関係を設立することができる。両者はパートナーシップ委員会を設立し、RTPI 指名の代表者 (RTPI メンバー)、プランニングスクールの代表者、(プランニングスクールが人選) アカデミック関係者及び実務関係者、

大学関係者が委員会に参加する必要がある。パートナーシップ委員会は毎年プランニングスクールの運営等について評価しアニュアルレポートを作成する。

(2)その他の国の事例

アメリカ

アメリカのプランニング関連の職能団体はアメリカ計画協会 (American Planning Association: APA) である。1979 年に American Institute of Planners と American Society of Planning Officials が合併して成立している。こうした前進組織の歴史も考慮するとそのルーツは 1909 年に初めてワシントン DC で開催された全米都市計画会議にまで遡る。現在は会員数 4 万人となっている。

RTPI と異なり APA は都市計画に関心をもつ全ての者が参画可能であり、プランナーの資格としては、APA 傘下に American Institute of Certified Planners (AICP) の制度があり、AICP 資格保有者は 15000 人を超える。プランニングスクールの認証機能は、APA と AICP、及びプランニングスクール連合体の The Association of Collegiate Schools of Planning (ACSP) が共同して運営する機関である Planning Accreditation Board (PAB) が担っている。PAB による認証手続きはイギリスのケースと概ね同様である。認証を受けている大学院プログラムをもつ大学数は 65 ある。AICP の資格取得のためには、PAB 認証のプランニングスクール (大学院) を卒業した場合は、プランニング関連実務経験 2 年以上を経て、筆記試験 (選択解答式 170 問) に合格する必要がある。取得学位の内容 (PAB 認証済みのプログラムか否か) 次第で要求される実務経験年数が相違する。実務経験の内容が「プランニング関連」として該当するかどうかについて、詳細な判断基準があり、申請時に説明が求められる。また、RTPI の CPD に相当するものとして Certification Maintenance が 2008 年から導入されている。

ドイツ

ドイツで都市計画を専門的分野として確立する動きの源流は、1922 年のベルリンでのドイツ都市計画・国土計画アカデミー (DASL) の設立である。DASL は会員数限定型 (400 人上限) の都市計画・国土計画のアカデミー (専門家組織) であり、連邦、州、及び自治体の有力な都市計画家、大学研究者が会員となっている。また 1946 年には空間科学・空間計画アカデミー (ARL) が設立されている。一方で、ドイツの大学において都市計画が教育、研究の対象となったのは、1960 年代末からであり、また、はじめて都市計画関連の名称をもつ法律である都市建設促進法は 1971 年に制定された。これと併行して 1969 年に新たな職能組織である都市・地域・国土計画家協会が設立された (会員数 1700 人程度)。また空間計画家情報フォーラム (IfR) がドルトムント大学空間計画学部

卒業生によって 1975 年に結成された。ドイツのこのような都市計画家専門組織の役割は、専門家の間での知識情報共有が主眼となっているが、これらの主要な 4 団体はお互いの連携が乏しく、RTPI のように強力な 1 団体が成立して職能組織となることが望ましいとの意見もある。また、RTPI のように、都市計画の職能資格認定、プランニングスクールの認証等の機能は有していない。

一方で、ドイツの行政機関で働く都市計画家の職能、研修システムとして最も重要なのは、上級公務員修習制度 (レフェンダリアート) であり、2 年間の実務研修を通じて将来の行政内部でのエリート指導者層を育成する制度である。1965 年以降、技術職の上級公務員制度 (国家試験の分野) の中に、都市計画修習生の分野が設置された。これによって、ドイツの自治体組織内部では、都市計画プランナーとしての専門性を追求することにより自治体幹部職員としてキャリア形成することが可能となっている。また、ドイツでは、法的に職能資格を持った都市計画家は職能団体である建築家協会に登録されている者をいうが、建築家、インテリア建築家、造園・ランドスケープ建築家と並ぶ第 4 の自立的職能グループとして、連邦建築家協会及び各州の建築家協会において、都市計画家が認知されるようになったのは 1990 年代からである。建築家協会では都市計画家の活動分野、社会的責任、倫理等について規定している。ポローニャ・プロセスへの対応の必要性からドイツでは 2000 年以降に建築・都市計画分野における高等教育の認証のための組織 (ASAP) が形成され、大学の都市・空間計画教育カリキュラムの認証評価の専門的基準が策定され、現在新たに認証評価手続きが進捗している。ASAP には上述の 4 つの専門家組織関係者も参画している。しかし、RTPI の直接的かつ強力な役割と比較すると、ASAP の役割はアドバイスを提示するに止まり、ドイツで実際に大学カリキュラム認証評価 (プランニング分野固有の組織ではないものとして) の責任を負う独立機関は別に存在している。

フランス

フランスにおける都市計画家協会 (SFU: Societe Francais des Urbanistes) は 1911 年に設立されており、最も伝統ある都市計画家の連合組織の一つである。European Council of Town Planners (ECTP) の創設にも関わっている。他に都市計画家評議会などの専門家団体も存在する他、資格制度の運営組織として都市計画家認定事務所 (OPQU) も設立されたが、RTPI 程厳格な審査手続きを有しておらず、資格取得需要がまだ増えていない。フランスでは芸術系の大学と通常の総合大学の系列は異なるが、アーバンデザイン関連のプログラムは芸術・建築系の大学に設置され、アーバンインスティテュート (都市問題、都市政策等) を扱うプログラ

ムは通常の総合大学内部に設置されている。

(3)都市計画分野に固有の各国共通の課題

都市計画分野が固有の領域として専門家組織等の活動が始まった歴史は、概ねどの国でも100年前後と共通している。今日に至るまで、都市計画分野の固有の存在理由、都市計画分野を規定し構成するコア部分、独立したアカデミックな分野としてプランニング分野がどの程度確立したか、都市計画プランナーの社会的認知度、等の点でも、程度の差はあれ類似した議論と課題を抱えていることが明らかになった。例えば、都市計画分野固有の意義として、「理論と実践の連携」が不可欠であり統合的なアプローチが求められていること、プランニングスクールにおいて研究重視の面と実践的教育重視の面との間で葛藤があること、分野横断的特性が不可欠な反面プランニング固有の領域のあり様が問われ続けてきた等の課題である。

例えば、プランニングスクールでは、かつて建築分野が専門の教員が中心にフィジカルプランニングが主に教えられていた時代から、形態よりも様々な都市機能面を社会科学的方法論で分析する手法を教えられる社会科学専門の研究者が中心となる時代へと移行し、更に近年では市民参加等の方法論、あるいは地球環境問題のような科学的研究成果を踏まえた内容構成等への配慮も求められている。プランニングスクールは分野横断的特性をもち、スタッフの学術的専門分野面で見ると、建築、エンジニアリング等に加え、地理学・社会学・経済学等の社会科学分野までカバーするような多様な構成が必要となり、反面プランニングそのものを専門分野とする研究者数が限られてきた。更に、例えば地理学のように従来からアカデミックディシプリンとして確立した伝統を有する分野の研究者は、実務面に明るいというよりもアカデミック面で評価されやすい。プランニング分野は固有の学術分野として十分に確立していないとの否定的評価もある。実務経験があってもアカデミックな研究成果をあげていない研究者は現状では評価されにくい。また、また、大学分野間共通の研究評価制度が導入されたことによって、他のアカデミック分野と比較してプランニング分野の学部の生き残りがより厳しい環境になっていることが指摘されている。

(4)都市計画固有の欧米型職能の未確立などの日本固有の状況に起因する課題

欧米と日本の相違点として、まず都市計画の専門家としての専門性・キャリア形成を自覚的に促進する様々な制度的要因がある。

欧米の都市計画プランナーは、資格等を取った後に、長期間同じ職務に携わることを通じて専門能力を自覚的に向上する努力を継続するとともに、キャリアアップを目指すためには公募等の激しい競争に選ばれ続け

る必要がある。イギリスにおいては RTPI メンバーであることがより高次のポストの公募に参加するための必要不可欠な資格として人材市場の中で一定の役割を果たしてきた。また、時代によって動向に変化があるものの、RTPI メンバーという資格は産官学に関わらない共通の資格であり、同じプランナーという専門家として様々なセクター間での人材が流動する頻度が、日本と比較してはるかに高い。更に、いかなる職場に所属しても、専門家個人としての倫理に基づき一貫性のある判断が求められている。アメリカでは州によってプランナー人材市場の動向に差異があるものの概ねイギリスに類似している。従って、英米ともプランナーの有すべき固有の専門的能力のあり方について長年にわたり常に議論が交わされ蓄積されてきている。

ドイツでも、公募の実施により、官民含めて都市計画分野の中で優秀な人材が集まる。特にリフェンダー制度の研修をうけ個人として能力・資質が高く40歳前後から管理職経験を蓄積したプランナーが局長職や助役職に就任し、その後同じ自治体において長期にわたり指揮をとる状況が窺われる。

これに対して、日本の場合には、所属組織毎に閉じた人事異動が普通であり、行政、学術系、民間プランナー等の間での人材交流のケースは極めて稀である。従って、各々の分野に所属している専門家同士での職能意識や専門性への自覚が共通化されていない。所属組織分野毎（公共・民間・学系）の縦割りが固定化している。公務員の人事システムについては、外国のように昇進に際して組織外部の者も含めた公募手続きにより、内部昇進に限定しない仕組みがあるのと比較して、日本では内部組織から必ず昇進者を人事担当者の裁量で選定し、希望者が自ら応募することはない。外国の場合は公募に応募することで、自らの過去の職歴を積極的にアピールする必要があり、「過去の職歴」とは、職員が自ら選択的に自分のポジションを選択しキャリア形成を図った結果を象徴している。これに対して、日本においては、「過去の人事異動の履歴」とは、むしろ組織から受けてきた人物評価結果を総体として象徴するものである。日本の場合には個別組織毎の規律範囲に限定され、多くの場合必ずしも希望通り異動が実現せず、組織の上司の命令によって辿ってきた受動的に蓄積されてきた経歴があるという状況にある。この結果、往々にして「畑の人」という言い方がなされる場合にも、「方面に強い、長年経験している」という意味で、人事ローテーションを通じて受動的に形成されてきた専門分野ということにある。更に、日本特有の問題として、行政組織内における「都市計画分野」固有の職能形成意識が希薄であるという問題がある。この原因のひとつに、「都市計画職」という職種がないことがあげられる。従来まで、国及び地方の公務員では職種採用区分とし

て、土木・建築などの分類が採用されてきた。「土木職」「建築職」それぞれに固有の理想的キャリアパスが別箇に存在している。「土木職」や「建築職」の職種の人材はある程度都市計画関連分野の業務を担当することが想定されているが、都市計画関連分野の勤務経験は、各々の職種の理想的キャリアパスの中で重要視されていない。この問題は、特に土地利用計画、マスタープラン等、都市再生分野の業務に関して顕著である。欧米ではこうした業務はプランナーが裁量的判断を発揮する場面であるが、日本では状況が異なる。

関連する論点として、欧米の都市プランナーは、時代変化の影響を大きくうけつつも、専門家として一定の社会的信任を得ており、また専門家団体も様々な形で非専門家に対してプランニングが創出する社会的価値を普及し更には専門家の認知を更に向上するための諸活動のプラットフォームを提供している。例えば、イギリスでは国会の議論や政府の議論でも、プランニング分野の制度面・プランナーの人材育成等の面を直接扱う数多くの委員会報告が提示されており、あるいは市民向けにプランニングの価値を伝えるプランニングエイドが行われている。アメリカでは、各自治体の計画委員会メンバーは概ねプランニングの非専門家であるが、彼らに対するプランニングの基礎をきちんと教育する研修プログラム等が実施されている。

日本でも各種の学会や専門家組織団体が存在し、専門家の間で関連分野の知識等の共有を図るといった観点では十分な実績があるものの、所属組織を超えた専門家共通の規範・価値を共有するという観点で限界がある。

更に、日本では、大学における都市計画教育も、カリキュラムの内容及び質の外部認証評価の仕組みの欠如、卒業生と専門家労働市場のリンクの欠如等の根本的な課題を抱える。都市計画の専門的な教育プログラムをもつ大学の数は欧米と比較して限られているとともに、教育内容がいわゆる「工学」的分野に限定されている懸念もある。また、教育内容等に関し欧米でみられるような国際標準化への対処が十分なされていない。

このように、日本における「職能形成」を阻んでいる背景には多くの要因が関連しており、更に詳細を検討すべき余地がある。

(5)今後の日本における新たな職能・専門性を支える社会システムのあり方の考察

従来までの日本の仕組みは、国の行政機関が制度イノベーションを主導し、プロトタイプを作って、現場はそれを実施しつつ、現場の課題やノウハウの蓄積をフィードバックさせてきた。この制度イノベーションの仕組みがタテ型行政組織機構の中で機能してきた。これからの地方主体・公民協同型のまちづくりの時代に現場がイノベーションの主役になるべきときには、産官学に共通した専門家が組織横断的・分野横断的な相互連携可

能な水平・任意のネットワークが必要となる。都市計画分野に係る専門性の認証評価基準のあり方を議論する場や、継続的専門能力開発(CPD)を促進できる協力体制を構築することから始めることが望ましい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

北崎朋希、有田智一、「全国における都市再生特別地区の指定手続きの実態と課題」都市計画論文集 48号、査読有、2013, pp. 639-644.

大村謙二郎「ドイツにおける縮小対応型都市計画」土地総合研究 21(1)、2013, pp. 1-20. 査読無

有田智一「持続可能な市街地マネジメントと自治体プランナーの役割 ロンドンの事例から」日本建築学会建築社会システムのあり方特別研究委員会報告書、2012, pp. 98-101. 査読無

〔学会発表〕(計1件)

有田智一「都市計画プランナーの資格制度とCPD: イギリスの制度を中心に」日本都市計画学会、2012年11月10日、弘前大学

〔図書〕(計1件)

有田智一(2013)「アメリカの土地利用規制における裁量審査手続きの事例」用途が主たる調整対象となる協議調整型ルール」日本建築学会編(2013)『成熟社会における開発・建築規制のあり方: 協議調整型ルールの提案』, pp167-184. 及び, pp213-225. 技報堂出版株式会社

6. 研究組織

(1)研究代表者

有田 智一(ARITA, Tomokazu)
筑波大学・システム情報系・教授
研究者番号: 9 0 3 4 4 8 6 1

(2)研究分担者

大村 謙二郎(OMURA, Kenjiro)
筑波大学・名誉教授
研究者番号: 2 0 1 3 4 4 5 5

小浦 久子(KOURA, Hisako)
大阪大学・工学研究科・准教授
研究者番号: 3 0 2 4 3 1 7 4

小林 正美(KOBAYASHI, Masami)
明治大学・理工学部・教授
研究者番号: 7 0 2 4 7 1 4 6

日置 雅晴(HIOKI, Masaharu)
早稲田大学・法文学術院・教授
研究者番号: 8 0 5 5 4 0 5 5